

## お知らせ

### 「山陽小野田市緑の基本計画」策定に関する市民アンケート

緑地の適正な保全および緑化の推進に関する施策を実施するため、その目標や施策などを定めた「緑の基本計画」を策定します。この計画を策定するうえでの貴重な基礎資料として活用するため、市民のみなさんが、周辺の緑に関してどのように感じられているのか等をお伺いするアンケート調査を行います。市内在住の18歳以上2,000人を無作為に抽出し、11月中にアンケート用紙を送付しますので、ご協力をお願いします。

#### ●問い合わせ先

都市計画課 (☎ 82-1168)

### 広報活動に関する市民アンケート

広報紙、ホームページ、ラジオ放送など多岐に渡る広報活動の今後の参考とするためアンケート調査を行います。市内在住の20歳以上1,200人を無作為に抽出し、11月中にアンケート用紙を送付しますので、ご協力をお願いします。

#### ●問い合わせ先

総務課 (☎ 82-1148)

### 野焼きは法律で禁止されています

野焼きは、「一部の例外」のぞき法律で禁止されています。違反すると5年以下の懲役、1千万円以下の罰金のいずれかまたはその両方が科せられます。

#### ●一部の例外

- ・農業、林業または漁業を営むために、やむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
  - ・たき火その他日常生活を営むために、通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
  - ・風俗習慣上または宗教上の行事を行うためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- ※該当する焼却であっても、できるだけ最小限にとどめ、ビニール・プラスチック類が混ざらないように注意してください。

#### ●問い合わせ先

環境課 (☎ 82-1144)

### 住宅防火診断を実施します

消防署と消防団では、秋季火災予防運動の一環として、住宅火災の発生と住宅火災による死者の低減を目的に、70歳以上のひとり暮らし世帯を対象として、住宅防火診断を実施します。

#### ●実施期間 11月中

#### ●問い合わせ先

小野田消防署 (☎ 83-2037)

### 県・市町離職者緊急対策資金貸付制度

会社の倒産や事業の不振などにより、離職をされた人の生活の安定のために生活資金などを貸し付けています。

#### ●対象 次のすべてに該当する人

- ・県内に居住する人
  - ・離職時の事業所に1年以上勤続していた人
  - ・離職を余儀なくされた勤労者(雇用保険受給資格者または雇用保険受給者であった人)で、離職後1年以内の人
  - ・現に離職していて、ハローワークで求職活動を行っている人
- ※確認書類として雇用保険受給資格者証等の証明書が必要です。

#### ●資金使途

大学教育資金、住宅資金償還金、冠婚葬祭・療養資金、災害資金、一般生活資金

#### ●保証人等

連帯保証人1人(申込人と別生計の人)と(一社)日本労働者信用基金協会の債務保証を受けることが必要

#### ●申込先

中国労働金庫 (☎ 83-2268)

※貸付にあたっては、中国労働金庫の審査があります。

#### ●問い合わせ先

商工労働課 (☎ 82-1150)

県労働政策課


(☎ 083-933-3210)

【広告掲載欄】掲載についてのお問い合わせは総務課 (☎ 82-1148) まで。

**第31回 住まいのリフォームコンクール特別賞受賞**

**住宅リフォーム業界  
全国売上ランキング  
9年連続No.1**

※平成18～26年8月までの「リフォーム産業新聞」調べ。「新築そっくりさん」と「住友不動産リフォーム」の合計



新築  
そっくりさん

古くなったお家を1棟まるごと再生。ライフスタイルに合わせてまるごとリフォームもおすすめ!

外装 水廻り 1階のみ  
まるごと まるごと まるごと

**リフォーム相談会随時開催中!!**

<p><b>特長1 完全定価制</b></p> <p>最初のご契約から工事中にシロアリ被害などの予期せぬトラブルがあっても、追加費用は頂きません。 <small>※お客様によるオプション追加変更工事は別途工事費が必要です。</small></p>	<p><b>特長2 建物診断</b></p> <p>建物診断後、最適な住まいプランをご提案します。 <b>無料</b></p>	<p><b>特長3 検査体制</b></p> <p>住まいの品質を保つ為、「検査センター」を設置。</p>
---	---	---

**まずは 無料建物診断から!**

—信用と創造— **住友不動産** 新築そっくりさん 山口事業所

☎ 0120-313-231  
山口市小郡黄金町13-23

## 山口県同和問題啓発週間

《期間：11月11日(火)～17日(日)》

「自由」「平等」「生命」

同和問題に対する正しい理解と認識を深めましょう。期間中、市役所1階ロビーにて同和問題啓発パネルを展示します。

閩人権・男女共同参画室 (☎ 82-1137)